

手続きに必要なもの（主な持ちもの）

手続きに必要な一般的なものご案内です。

詳しくは、手続きごとの該当ページをご確認の上、担当課へお問い合わせください。

●お亡くなりになったかたのもの

- 印鑑登録証
- 住民基本台帳カード
- 個人番号（マイナンバー）カード、マイナンバー通知カード
- 国民健康保険被保険者証または資格確認書、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
- 喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書等）
- 年金手帳
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 小児医療証、ひとり親家庭等医療証、重度障害者医療証
- 所有する固定資産がわかるもの（固定資産税・都市計画税納税通知書等）
- その他、市役所から交付された証書類

●ご遺族(来庁者)のもの

- 印鑑
- お越しいただくかたの本人確認書類
 - ①官公署が発行した顔写真がある証明書 1 点
※運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード、パスポートなど
 - ② ①が無い場合、次のうち 2 点
※国民健康保険、健康保険などの被保険者証または資格確認書、年金手帳、医療証など
- 預金通帳（葬祭費の申請など手続きの内容によって必要になる場合があります）
- 委任状
 - ※手続きにより、法で届出できるかたが規定されているものがあります。お越しいただくかたがその代理人の場合、委任状が必要となる場合があります。
- 手続きごとに取り扱いが変わりますので、該当ページをご確認の上、担当課へお問い合わせください。